

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

- 1 施設の名称 静岡市北部勤労者福祉センター
- 2 指定管理者の名称 公益財団法人静岡市まちづくり公社
- 3 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

4 選定の経緯

(1) 公募

- ア 募集期間 令和元年10月25日～令和元年11月25日
- イ 申請団体（順不同） 公益財団法人静岡市まちづくり公社

(2) 審査方法

ア 審査の種類

- (ア) 書類審査 令和元年12月11日
- (イ) プレゼンテーション 令和元年12月11日

イ 審査委員会

- 委員長 杉山 禎之（経済局次長兼商工部長）
- 委員 佐藤 征教（産業政策課 参事兼課長補佐）
- 〃 気田 敏弘（商業労政課長）
- 〃 赤堀 弘英（静岡商工会議所 産業振興部部長）
- 〃 佐塚 一弘（静岡県中小企業団体中央会 理事・事務局長）

ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上の審査項目について採点し、その平均点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

- (ア) 名称 公益財団法人静岡市まちづくり公社

(イ) 点 数 85.2点/100点満点 (市が設定した最低基準点 70点)

(ウ) 指定管理料提示額 25,815千円

ウ 総 評 (選定の理由等)

- ・当該施設の指定管理者としての実績は充分で、類似施設の管理運営実績もあり、そのノウハウを生かした事業計画となっている。
- ・ターゲットに応じた各種講座及びイベントの実施や、社会保険協会と連携しての新たな割引制度、外国人労働者に対応した多言語化やWi-Fi環境の整備、フィットネス機器のリースによる更新など、時代のニーズや社会情勢を踏まえ、利用者増に向けた積極的な取組が計画されている。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委 員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、  
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、  
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和2年3月19日

(6) 指 定 令和2年3月25日

(7) 公 告 令和2年3月27日